

石川、平6不3、平9.8.28

命 令 書

申立人 ジェーアール西日本労働組合
申立人 ジェーアール西日本労働組合金沢地方本部

被申立人 西日本旅客鉄道株式会社

主 文

本件申立てを棄却する。

理 由

第1 申立人の請求する救済の内容

- 1 被申立人会社は、申立人組合金沢地区分会所属の組合員らに対して、申立人組合からの脱退を懲憑するなどして、申立人組合の運営に支配介入してはならない。
- 2 被申立人会社は、申立人組合金沢地区分会の組合掲示物の撤去や削除を要求するなどして、申立人組合の組合活動を妨害してはならない。
- 3 上記1及び2についての被申立人会社による陳謝文の交付及び掲示

第2 事案の概要

本件は、申立外西日本旅客鉄道産業労働組合（以下「西労組」という。）の組合員である、被申立人西日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という。）の金沢運転所（以下「金沢運転所」という。）の下級職制らが、申立人ジェーアール西日本労働組合（以下「西労」という。）金沢地方本部（以下「西労金沢地本」という。）の金沢地区分会（以下「分会」という。）に所属する組合員に対して行った言動及び金沢運転所長らが行った分会の組合掲示物の撤去要請が、労働組合法第7条第3号に規定する支配介入の不当労働行為に該当するか否かが争われた事案である。

第3 当事者の主張

1 申立人の主張の要旨

(1) 西労に対する会社の支配介入

会社の画策により、西日本旅客鉄道労働組合（以下「西鉄労」という。）内の動力車乗務員を中心とする組合員は、止むを得ずに西鉄労を脱退し西労を結成したが、会社は、その後もさまざまな形で西労・組合員に対し、執拗に脱退懲憑など支配介入を繰り返しており、西労は、各地の地方労働委員会及び裁判所に、不当労働行為事件の救済等を申立て・提訴している。

本件申立てに係る不当労働行為もこれらと同様、金沢運転所に所属する西労組合員に対してかけられた脱退工作と組合活動の妨害行為のほか

ならない。

(2) X 1 組合員に対する脱退懲憑

ア 金沢運転所 Y 1 総務科長（以下「Y 1 科長」という。）及び Y 2 運転科長（以下「Y 2 科長」という。）は、分会に所属する X 1 組合員（以下「X 1 組合員」という。）に対し、面談、電話などにより、再三にわたり西労からの脱退を懲憑した。

イ X 1 組合員に対する脱退懲憑は、20年以上にわたり組合の要職を歴任し、組合及び組合員に対して多大な影響力を持っている同組合員に、組合員にとって切実な問題である転勤を材料にして、これへの歯止めのためだとの名目の下に、西労組合員の大量脱退を図ったものであり、明らかな不当労働行為である。

ウ Y 1、Y 2 両科長のこれらの行為は、西労組の組合員としての行為ではなく、次のとおり、金沢運転所の管理社員が会社と意を通じながら実行したものにはかならない。

(ア) 両科長の行為は、明らかに職務権限を使用しながら会社の行為として実行されたものであり、会社も了解した行為と推認できる。

(イ) 両科長の話の内容は、すべてが転勤や人事異動に関するものであり、これら人事の運用権限を利用して脱退が勧められていたものである。

(ウ) 両科長は、専ら管理職社員として会社の労務対策などに従った業務を忠実に行っている社員であり、両科長の行為が、西労組の拡大方針によるものであることを裏づける事実は存在しない。

(エ) 両科長は、合理的な理由もなく、本件審問に証人として出頭しなかった。

(3) その他の西労組合員に対する脱退懲憑

ア X 2 組合員に対する脱退懲憑

Y 2 科長は、分会に所属する X 2 組合員（以下「X 2 組合員」という。）に対して、西労に所属する限りは不利益扱いを受けることをほのめかしながら、西労からの脱退を勧めた。X 2 組合員に対する脱退懲憑は、管理者の立場を利用し、内容的にも会社の人事に関わることを材料としたものであって、組合活動でないことは明白であり、会社による不当労働行為である。

イ その他の西労組合員に対する脱退懲憑

以上にあげた脱退懲憑にとどまらず、金沢運転所の管理社員による西労組合員に対する脱退懲憑は、数多く実行されており、その大半が転勤を材料とし、転勤の対象者になりたくなければ、組合を脱退せよと強要する内容のものである。これら西労組合員に対する脱退懲憑は、転勤者の選別を実質的に行っている現場管理者が、組織的に実行したものであり、会社による不当労働行為である。

(4) 組合掲示物の撤去要求

金沢運転所のY3所長（以下「Y3所長」という。）以下の管理者は、X3分会長（以下「X3分会長」という。）らに対し、分会が組合掲示板に掲出した提示物を再三にわたり撤去するよう要求したが、これらの撤去要求は、不当労働行為の事実や職場規律の乱れなどが全組合員や社員の前に明るみに出されるのをおそれたが故になされたものにほかならず、正当な組合活動を妨害する明らかな不当労働行為である。

2 被申立人の主張の要旨

(1) 西労結成前後の状況

西鉄労内では、激しい対立・抗争が生じ、組織争いに破れた組合員らが新たに西労を結成するに至ったものである。

西労組は、西労に対する組織拡大、強化に取り組んでおり、西労組組合員による本件組織拡大行動は、こうした西労組の方針に従ったものである。

(2) X1組合員の件

Y1、Y2両科長のX1組合員に対する働きかけは、あくまで西労組組合員として、西労組の組織拡大方針に沿った行動であり、運転所長とも相諮った工作であるとの事実は全くなく、会社の意図の下で相互に意を通じながら実行したものであるなどという事実はどこにもない。

(3) その他の西労組合員の件

ア X2組合員の件

Y2科長は、X2組合員に対し、「悠々会」と組合活動との関わりについて尋ねたにとどまり、組合からの脱退を慫慂した事実はない。

イ その他の西労組合員の件

現場の科長らが、その職制の立場を利用して組合からの脱退を慫慂した事実はなく、また、Y3所長が関与した事実はない。

(4) 組合掲示物の撤去要請

Y3所長らが、撤去を要請したのは、当該掲示物の内容に、ふさわしくないと思われる表現が見られたからであって、組合活動を妨害する意図など毛頭ない。

しかも、会社の申出は、あくまで「組合の手で自主的に外してほしい」という要請にとどまるものであって、要請以上の強い行動に出たことは全くなく、こうした要請をなすこと自体が不当労働行為とされるいわれはどこにもない。

第4 認定した事実

1 当事者

(1) 被申立人西日本旅客鉄道株式会社

会社は、昭和62年4月1日、日本国有鉄道改革法等に基づき、国鉄が経営していた旅客鉄道事業等のうち、西日本地域における旅客鉄道事業等を承継して設立された株式会社であり、肩書地に本社を、金沢市ほか9箇所に支社を置き、その社員は、本件審問終結時約47,000人である。

金沢支社は、その下に金沢運転所を置いている。

(2) 申立人ジェーアール西日本労働組合

西労は、平成3年5月23日に結成され、肩書地に主たる事務所を置き、会社の社員で組織する労働組合であり、その組合員は、結成時約4,200人、本件審問終結時約2,600人である。

(3) 申立人ジェーアール西日本労働組合金沢地方本部

西労金沢地本は、西労の下部組織であり、平成3年6月2日に結成され、肩書地に主たる事務所を置き、金沢支社管内に勤務する社員で組織する労働組合であり、その組合員は、結成時約270人、本件審問終結時約220人である。

西労金沢地本は、その下部組織として石川県支部など3支部を置いており、石川県支部は分会と七尾地区分会に分かれ、金沢運転所の西労組合員は、分会に所属している。

2 西労結成の経緯と会社との労使関係等

(1) 西鉄労の結成

ア 昭和62年2月2日、国鉄の分割・民営化に賛成する労働組合が結集して、全日本鉄道労働組合総連合会（以下「JR総連」という。）が結成された。

イ JR総連は、国鉄の分割・民営化に対処するため、同総連を構成する各労働組合を解散し、新会社ごとにそれぞれ労働組合の組織統一を図り、会社に対応する労働組合として、同年3月14日、西鉄労が結成された。

(2) 西労及び西労組の結成等

ア 平成3年2月19日、西鉄労第9回中央委員会において、当時のX4委員長は、「JR総連との関係を断絶する」旨の提起をした。

イ この提起をめぐって、西鉄労内では「X4発言に賛成する派」と「X4発言に反対するJR総連派」の対立・抗争が起こり、JR総連派組合員は、西鉄労を脱退し、同年5月23日、西労を結成し、JR総連に加入した。

ウ 同年7月、西鉄労は、JR総連から脱退し、同年12月6日、西日本鉄道産業労働組合と組織統一し、西労組を結成した。

エ その後、西労は、平成4年3月から平成5年8月までの間、数次のストライキを行ったが、こうした運動方針に批判的な組合員らは、西労を集団脱退し、平成5年6月にJR西日本米子地方労働組合を、平成6年7月にJR西日本近畿地方労働組合を結成した。

(3) 西労と会社との係争事件

ア 西労は、会社はさまざまな形で、執拗に脱退懲慥などの支配介入を繰り返しているとして、本件のほか、各地の地方労働委員会等に、十数件の不当労働行為救済申立て等を行っている。

イ このうち本件審問終結時点で結論の出ている、会社福知山支社福知

山運転所の助役の言動が不当労働行為であるとして大阪府地方労働委員会に申し立てられた不当労働行為救済申立て（平成4年（不）第4号）及び会社大阪支社森ノ宮電車区及び淀川電車区の運転士が不当配転されたとして、大阪地方裁判所に提起された転勤命令効力停止仮処分（平成6年（㊦）第2168号）は、いずれも西労側が敗訴している。

(4) 西労組の組合活動方針

ア 会社には、西労の外、本件審問終結時、申立外西労組（組合員約35,400人）、国鉄労働組合（組合員約5,200人）等の組合があるが、西労組は、平成4年7月の第3回定期大会において、一企業一労働組合をめざして、組織率80%の早期達成に向け、取り組みを強化することを確認した。

その後の書記長・組織部長会議では、西労のストライキによって約24%の列車が止まった事態を踏まえ、特に運転職場を重点に組織拡大を図ることとした。

イ また、平成5年7月の第4回定期大会では、具体的な取り組みとして、組織拡大は西労対策に重点をおいて運転職場を中心とすることとし、平成6年以降の定期大会でも同様の方針を組織決定している。

ウ この本部の組織拡大方針の下に、西労組の金沢地方本部では、組織率85%達成を目指して、西労組合員に対して積極的にオルグ活動を展開している。

3 金沢運転所の組織等

(1) 組織

ア 金沢運転所は、金沢支社の現業機関の一つで、北陸線、七尾線等の運転業務及び車両の検修業務等を所管している。

イ 金沢運転所は、総務科、運転科及び車両科の3つの科で構成され、総務科は所全体の庶務・経理・資材その他の契約・社員の厚生事務等の業務を、運転科は動力車の運転・乗務員の運用・運転士の指導等の業務を、車両科は車両の検査修繕・構内の車両入替・設備機器の管理等の業務を、それぞれ担当している。

平成6年11月1日現在、金沢運転所には所長以下421人が所属し、総務科16人、運転科211人、車両科193人の構成で、管理者としてY3所長以下、総務科に助役のY1科長、運転科に助役のY2科長、車両科に助役のY4科長（以下「Y4科長」という。）らがあり、22人の助役と398人の一般職員はすべて組合員資格を有し、3人の科長はいずれも西労組の組合員であった。

(2) 管理者の権限等

ア 所長は、金沢運転所の業務全般の管理及び運営を行い、科長は所長を補佐し、科の作業管理及び要員管理を、助役は科長を補佐し、自己の担当する業務に関し、部下に対する日常の仕事の監督、技術指導等を担当している。

- イ 会社の組織規程及び金沢支社業務管理規程では、社員の転勤、昇格、出向等の事務分掌は金沢支社人事課にあり、金沢運転所長の権限は記されていない。
- ウ 金沢運転所長は、社員個人に関することについて、人事課から問い合わせがあった場合に調査して報告したり、説明を求められた場合に意見を具申することもあり、また、報告、具申する際に、科長（助役）らに、不明点の調査や社員との個別面談を行わせることもある。
- エ 国鉄時代、助役は組合員資格を有しなかったが、分割・民営化後は、会社と各組合との間の労働協約で非組合員の範囲として、「主事以上の管理職は組合員になれない」と規定され、助役の職の者でも主事以上でなければ組合員資格があるとされている。
- 4 X 1 組合員に対する言動等
- (1) X 1 組合員の組合役員歴
- X 1 組合員は、国鉄入社以来金沢運転所に勤務する運転士であり、国鉄時代においては動力車労働組合北陸地方本部金沢支部の書記長、副委員長などを歴任し、会社設立後も西鉄労金沢地区支部書記長を経て、西労の結成後平成5年までの間、西労金沢地本の書記長をつとめていた。
- (2) X 1 組合員とY 1 科長との関係
- X 1 組合員とY 1 科長は、国鉄入社が昭和37年の同期であり、昭和48年3月まで電気機関助士として同じ職場で仕事をしていた。
- その間、両名は、お互いに相手の自宅を訪問したり、同期の者と一緒に飲みに行ったり、旅行をしたりしたこともあり、また、X 1 組合員の妻が、Y 1 科長の同級生の妹ということもあって、二人は「お前」、「俺」と呼びあうこともあった。
- (3) 喫茶店「タムタム」での話合い
- ア 平成6年7月13日、Y 1 科長は、指導員室で日勤勤務に従事していたX 1 組合員を、同組合員の健康状態や家族の病気のことなどを聞きたいと考え、金沢駅構内の喫茶店「タムタム」（以下「タムタム」という。）へ誘った。
- なお、同日は、X 1 組合員が病気のため約40日間休んだ後、職場に復帰した最初の出勤日であった。
- イ X 1 組合員は、直接の上司に無断で職場の外に出るわけにはいかないと、最初は断ったが、総務科長の立場の者からの誘いであったので、一緒にタムタムへ行った。
- ウ X 1 組合員とY 1 科長は、タムタムで、同組合員の病状や近況などについての話をした後、京阪神地域における西労の分裂のことや金沢運転所の将来のことが話題になり、その中で、同組合員は、西労結成後何年か経るうちに西労の運動について限界や疑問を感じていたことから、「西労もこのままでは駄目だ」というような発言を行った。
- エ この発言で、Y 1 科長は、X 1 組合員は必ずしも西労に固執してい

ないとの感触を得、「一度、ゆっくり話ができないか」と持ちかけたところ、同組合員は、「日を改めて、別の場所で詳しい話を聞く」と述べた。

オ なお、Y 1 科長が最初に声をかけた指導員室は、西労組合員も含めて運転士等が頻繁に出入りする所であり、また、タムタムも金沢支社社員の目につきやすい場所である。

(4) 料理店「和（やわらぎ）」での会合までの経緯

ア 平成6年8月3日、Y 1 科長は、X 1 組合員宅へ電話をし、「明日の日勤終了後に会えないか」と誘ったところ、同組合員は、「5日が朝早い乗務なので、4日の夜会うのは無理だ」と答えた。

イ そこで、Y 1 科長は、Y 2 科長を通じて勤務変更の手続を取ったうえ、翌4日、X 1 組合員に「5日の勤務を変更した。今夜会いたい」旨申し入れ、会うことになった。

ウ 当初Y 1 科長は、X 1 組合員に対し、午後5時に、金沢市の繁華街にある金沢映画劇場前で会うことを申し入れたが、同組合員が人目につく場所で制服では会えないとして、変更を求めたので、本津幡駅で落ち合うことになった。

なお、Y 1 科長は、以前同じ職場で働いていたこともあって、よく知っていたY 2 科長に協力して欲しいと思い、経過を話したうえ、X 1 組合員と会うに際して、一緒に来るよう依頼した。

(5) 「和」での第1回会合

ア 平成6年8月4日午後6時過ぎに本津幡駅で落ち合ったX 1 組合員とY 1、Y 2 両科長は、同組合員の先導で、1軒目の店に入ろうとしたが、同組合員の顔見知りの会社社員がいたので、次の店へ行くことになり、同組合員の自宅近くの料理店和（「以下「和」という。）で、午後8時過ぎまで会合を待った。

イ 席上、金沢運転所での西労と西労組の組合活動が話題になり、Y 1、Y 2 両科長は、X 1 組合員に対し、「脱退して職場活性化の主導権をとってどんどんやって欲しい」、「全面的にバックアップする」などと述べた。

ウ これに対し、X 1 組合員は、「脱退すると決めたわけではないが、脱退するとすれば全員脱退して主導権を取ってやらねば意味がない」、「どのように皆を説得するか作戦を立ててみるので時間をくれ」、「これで2人とも動くな。全部自分に任せてくれ」、「うちの組合員には、わしが決断するまで手を出すな。もし出せば決断しない」などと述べた。

エ 料理店の飲食代金は、Y 1 科長が支払った。

(6) 「和」での第2回会合

ア 平成6年8月11日午後7時頃から、X 1 組合員とY 1、Y 2 両科長は、「和」で二度目の会合を持った。

イ 席上、Y 1 科長がX 1 組合員の決断を促したところ、同組合員は、

「うちの連中で今残っているのは骨のある者ばかりだから、気持ちを変えるには説得材料が欲しい」と返答した。

ウ また、Y 1 科長は、脱退候補者と目される人物に印をつけるため、総務科のワープロのフロッピーに収められている基本データから整理・編集して印刷した運転士名簿をX 1 組合員に渡した。この運転士名簿には職名、氏名、コード、生年月日、所属組合のイニシアル及び現住所の記載があった。なお、運転士名簿は、科長等に配布されており特に取扱注意とされているものではない。

エ 料理店の飲食代金は、Y 1 科長が支払った。

(7) 「和」での第3回会合

ア 平成6年8月18日午後7時頃から、X 1 組合員とY 1、Y 2 両科長は、「和」で三度目の会合を持った。

イ 席上、Y 1、Y 2 両科長が「とにかく西労を脱退して職場活性化のためにどんどんやって欲しい。西労組の受け入れ体制は、責任を持って万全にするし、全面的に協力する」と言ったところ、X 1 組合員は、「それなら、西労組のなかで気に食わない者を出してくれ」と言い、数名の名前を挙げた。

ウ 料理店の飲食代金は、Y 1 科長とY 2 科長が折半した。

(8) 第3回会合後の動き

ア 平成6年8月22日、分会の掲示板に「8月24日、緊急執行委員会を開催する」旨の掲示がなされたので、Y 1、Y 2 両科長は、X 1 組合員に対する働きかけの件がばれたのかと思い、運転科長室でX 1 組合員に、緊急執行委員会の内容を尋ねたが、同組合員は、知らなかった。

イ X 1 組合員は、帰宅後、電話でX 3 分会長にその開催の目的を聞いたところ、「運転科で3人ほど脱退がある。Y 5 総括助役が動いたらしい」と説明された。

ウ 同月22日夕刻、Y 1、Y 2 両科長は、X 1 組合員に会うため本津幡駅へ行き、Y 1 科長が同組合員の自宅へ電話をしたところ、同組合員は、上記3人の脱退の話を出し、裏切られたとして会うことを断った。

エ その後、同月24日、Y 2 科長は運転科長室で、Y 1 科長は電話で、それぞれX 1 組合員に、3人の脱退の件について話し合いを求めたが、同組合員は応じようとしなかった。

オ また、同月26日、Y 1、Y 2 両科長は、菓子箱を持ってX 1 組合員宅を訪れ、再度話し合いを求めたが、同組合員は、応じようとしなかった。

(9) 分会の抗議等

ア 平成6年8月26日、X 3 分会長及びX 5 分会書記長がY 3 所長を訪ね、Y 1、Y 2 両科長が不当労働行為をしていると抗議したところ、Y 3 所長は、事実関係を確認しなければ答えられない旨返答した。

イ 同月27日、分会はその掲示板に、運転科の3人の脱退及びX 1 組合

員に対する脱退懲憑の経緯を記載し、会社及び西労組役員を非難する掲示を出した。

ウ また、同月29日から31日にかけて、分会は全員集会を開催し、X1組合員等に係る経緯を報告し、他に脱退懲憑行為を受けている組合員がいないか報告を求めた。

エ 同年9月2日、Y3所長、Y1、Y2両科長は、X3分会長及びX6副分会長（以下「X6副分会長」という。）と面談した。席上、Y1、Y2両科長は、「和での話は、自分たちとX1との間の個人的なものであるから、組合に説明する必要はない」旨述べたが同所長は、西労組と西労の労務問題の問題であるとして、発言しなかった。

(10) Y1、Y2両科長に対する処置等

ア 平成6年8月29日、Y3所長は、勤務時間中にタムタムへ行ったこと、及びX1組合員の勤務を変更したことについて、不適切な行動であるとしてY1、Y2両科長それぞれに対して口頭で注意した。

イ 同日午後5時30分頃、Y3所長は、金沢支社人事課の課長代理に、勤務変更の件について報告をしており、また、翌月初め頃、Y1科長を伴い支社に出向いた折には、支社人事課から口頭で注意を受けている。

ウ 会社の就業規則第7条(勤務の厳正)には、「社員はみだりに欠勤し、遅刻もしくは早退し、または会社の許可を得ないで執務場所を離れ、勤務時間を変更し、もしくは職務を交換してはならない」旨、また、同就業規則第23条(勤務時間中等の組合活動)には、「社員は、会社が許可した場合のほか、勤務時間中に又は会社施設内で、組合活動を行ってはならない」旨規定されている。さらに、同就業規則第146条(懲戒の基準)には、懲戒処分に該当する行為が列挙されており、その第1号で、「法令、会社の諸規程等に違反した場合」が挙げられている。Y1、Y2両科長がこれらの規程による懲戒処分を受けた事実はない。

5 X2組合員及びその他の西労組合員に対する言動

(1) X2組合員に対する言動

ア X2組合員は昭和35年2月に国鉄へ入社し、金沢運転所の前身である金沢機関区で整備掛になり、一時糸魚川機関区へ転勤になったが、昭和43年頃金沢運転所に戻り、それ以来同所に勤務しており、昭和47年頃、電車運転士になっている。

組合歴は、国鉄時代は動労に、会社設立後は西鉄労に加入しており、西労結成後は、西労に加入しているが、役員経験はない。

イ 平成6年8月9日、Y2科長は、分会の掲示板に悠々会会長X2名の掲示物が出ていたので、公休日であるが職場の乗務員室に来ていたX2組合員を運転科長室に呼び入れ、悠々会というのはどういう会で、組合とはどのような関係があるのか訪ねたところ、同組合員は、「西

労金沢運転所分会の50歳以上の集まりで、団結して高齢者を守ろうという会で、X 6 副分会長の言うとおりに動いており、自分は名前だけの会長である」旨答えた。

ウ そのやりとりの後、Y 2 科長は、X 2 組合員に対して、「あんたとわしの間の話や。意識改革をしてくれんかな」と述べ、その際、手元のメモ用紙のようなものに、「63」という数字を書いていたので、同組合員が「何ですか」と尋ねたところ、同科長は、「ストをする連中や、こんなにたくさんおる職場はない。君も60歳までこの職場で働きたいやろ」と述べた。

なお、「意識改革」の用語は、「民間会社に移行して、従前のような国鉄時代の親方日の丸的な意識のままでは駄目だ、そういった意識を改革して会社の施策に協力する」という趣旨で、戦場でかなり使われている。

また、「63」の数字は、当時の金沢運転所における西労所属の運転士の人数であった。

エ その後、X 2 組合員が「全員行きますか」と尋ねたところ、Y 2 科長は、「全員来てもらっては困る。9月末までに人員の選定を支社が行っている。盆休みに考えておいてくれや」と述べたが、盆休みが明けた以降、同科長は同組合員と顔を合わせても返事を求めることはなかった。

オ さらに、Y 2 科長は「ゴルフ大会がある。出席しないか」と述べたところ、X 2 組合員は、「私はゴルフをしていません」と答えている。

(2) その他の西労組合員に対する言動等

ア X 7 は、平成5年9月24日に組合を脱退し、その数日後、X 3 分会長に電話で「西労にいては助役試験に合格しない」と言ったところ、同分会長から「働きかけた助役の名前を言ってくれ」と言われたが、「名前だけは勘弁してくれ」と答えた。同人は、同年の助役試験に合格し、金沢支社運用課に配属になった。

イ X 8 は、平成5年7月16日に停止位置不良の事故を起こし、同年9月1日付けで検修科検査掛へ職名変更になったが、検修は本意でなく、構内運転士が希望であった。同人は、平成6年1月31日に西労から脱退し、その後、構内運転士の仕事をしている。

ウ X 9 は、平成5年7月13日に停止位置不良、平成6年1月18日に停車駅通過の事故を起こし、乗務から日勤になったが、乗務を続けたい希望があった。

金沢運転所運転科のY 5 総括助役（以下「Y 5 総括助役」という。）は、X 9 が日勤になっていたときに、同人に対して色々と相談に乗っていたことがあり、平成6年2月4日には、同人を食事に誘い、組合脱退用紙を出し、「我々と一緒に仕事をやろう」と話している。X 9 は、平成6年2月7日、西労から脱退した。

エ X10、X11及びX12の3人の運転士は、いずれも福井方面への転勤から金沢運転所へ戻ってまもない平成6年8月26日に、西労を脱退した。この3人は、脱退する際、Y5総括助役に、日付のない脱退届を預けている。

Y5総括助役は、X12の結婚の仲人であったことから、同人を通じてX10、X11とも接触があり、3人の相談に乗ったり、一緒にやろうと話したことがあった。

オ X13は、金沢運転所の構内運転士であったが、大学法学部卒であり、職種変更の希望を持っていたところ、平成6年秋のリーダーコース試験に合格し、平成7年6月1日に金沢支社総務企画課へ配属になった。X13は、平成6年8月22日に西労を脱退している。

Y4科長は、X13が配下にいることから、同人とは、職場で業務上の話や雑談などすることがあり、また、Y1科長は、X13が大学出であることを知っており、顔を見かけたときには、「しっかり頑張れよ」など声をかけることがあった。

カ X14は、平成5年4月に敦賀運転所から金沢運転所へ転勤になり、平成7年6月1日に敦賀運転所へ転勤になった。同人は、平成6年9月14日に西労を脱退している。

金沢運転所車両科のY6助役とY7助役は、X14が両人の配下にいることから、同人とは個人的なことの相談を含めて色々話したことがあった。

キ X15は平成5年4月に敦賀運転所から金沢運転所へ転勤になったが、自宅のある敦賀運転所への転勤を希望していた。同人は、平成7年5月15日に西労を脱退し、同年6月1日に敦賀運転所へ転勤になった。

西労金沢支部は、金沢支社に対し、同月20日付け文書で、「5月15日付けで西労を脱退したX15に対する、金沢運転所Y3所長、Y1総務科長、Y7助役及び富山運転所Y8主席助役の言動について明らかにされたい」旨回答を求めた。

ク X16は、平成6年4月に敦賀運転所から松任工場へ転勤になり、平成8年4月に福井運転センター敦賀運転派出へ転勤になった。

X17及びX18は、平成6年4月に敦賀運転所から金沢運転所へ転勤になり、平成7年10月に福井運転センターへ転勤になった。

3人とも、西労からは平成7年6月に脱退している。

富山運転所のY8主席助役は、以前敦賀で3人と一緒に仕事をしていたことがあり、同助役の宿舎が金沢にあることもあって、彼らとは酒を飲んだり相談を受けるなどの交際があった。

ケ Y3所長は、平成6年8月3日、同所長と国鉄入社時の初等課程の同期で西労組の組合員であるX19に、X18をゴルフ練習に誘う仲介を依頼したが、X19は依頼を断った。

6 組合掲示物の撤去要請

(1) 組合掲示板の設置

金沢運転所には、分会の組合掲示板が、本所庁舎内（総務科、車両科）と運転科建屋内の2ヶ所に設置されている。

(2) 組合掲示板に関する労働協約の規定

組合掲示板に関し、会社と西労との間の労働協約第17条（掲示内容）及び第18条（違反の措置）では、「掲示類は、会社の信用を傷つけ、政治活動を目的とし、個人を誹謗し、事実を反し、または職場規律を乱すものであってはならない」旨、また、組合がこれに違反したときには、「会社は掲求類を撤去し、掲示場所の使用の許可を取り消すことができる」旨規定されている。

(3) 2月頃の掲示

平成6年2月頃、西労を脱退した2人の名別をイニシアルで表し、その脱退の経過を記載した掲示物について、当時の運転科長が内容が生々しいとして撤去を要請したところ、分会は3日間の掲示で撤去している。

(4) 8月27日の掲示

ア 平成6年8月27日、分会は、金沢運転所運転科内の分会掲示板に、「12月に転勤がある、選別作業に入る、西労にいと転勤させられるぞ、……と正式提案もない事柄で不安を煽り脱退強要！！」との見出しの掲示物を掲出した。

イ 内容は、「8月26日付けで、X10、X11、X12の三名が仲間の説得を振り切って脱退をした」、「3人は仲間を裏切ることを前提に、そ知らぬ顔で付き合ってきたことになる。許しがたい行為である」と西労を脱退した3人についての記載がなされており、また、「社員総奴隷化」、「物言えない職場づくり」などの記載もあり、さらに、運転科長等が脱退強要を行っているとして、「不当労働行為摘発行動の強化徹底を通して、明るい職場づくりをみんなで進めていこう！」と結ぶものであった。

ウ 数日後、Y2科長は、X3分会長に対し、内容がふさわしくないとして、上記掲示物の撤去を要請したが、X3分会長は、その要請を断り、撤去しなかった。

(5) 9月6日の掲示

ア 平成6年9月6日の夕方、分会は、金沢運転所運転科内の分会掲示板に、「運転所にはモラルは存在しないのか。誇れる職場づくりに努力しよう！！」との見出しの掲示物を提出した。

イ 内容は、「風呂場で大便をした者が居る」、「香典袋が紛失する事件があったそうだ」、「休けい室のラーメン代金もよく不足しているようだ」など、職場内でのモラルの問題が記載され、さらに、「『俺とY1はヤクザだ。会社のためなら何んだってする』とうそぶく現場管理者」、「表では『物の言える明るい職場作り』を言い、裏では何でもありの西労脱退工作。……」と特定の個人を示す記載をし、結びの前段では、「わ

れわれは、乗客の生命をあずかる仕事をしている。人間としてのモラルも守れずして、他人の生命を守ることが出来るのだろうか」との記載がなされていた。

ウ 同日午後7時30分頃、Y1科長は、X6副分会長に対し、不適切な表現が見られるとして、掲示物の組去を要請したが、同副分会長は、自分の一存では外せないとして、撤去に応じなかった。

エ また、翌7日に、Y1科長は、X3分会長の自宅へ電話をかけ、撤去を要請したところ、同分会長は、Y3所長に確認するまでは要請に応じられないとしながらも、とりあえず名前の部分をテープで隠し、さらに後日、塗りつぶした。

オ 翌8日、旅行先の九州でY1科長から連絡を受けたY3所長は、X3分会長に電話をかけ、掲示内容に確認ができていない部分があり、職場内でのモラルの問題については対策を講ずるとして撤去を要請した。

カ 分会は、組合員への周知がある程度なされたとの判断から、同年8月10日午後7時、掲示物を撤去した。

キ 同年9月12日、Y3所長、Y2科長とX3分会長との間で話し合いが行われ、同所長は、分会が当該掲示物を撤去したことについて感謝の意を述べた。

ク これに対し、X3分会長は、会社がモラルの問題について有効な対策を講じなかったときには、再度こうした掲示物を掲出する旨、告げた。

ケ その後、3週間ぐらい経って、対策がとられていないとして、分会はその旨の掲示物を掲出したが、会社は撤去の要請をしていない。

(6) 12月20日の掲示

平成6年12月20日に提出された分会の組合掲示物の中に、不適切な部分が見受けられるとして、Y3所長、Y2科長がX3分会長に撤去の要請をしたが、分会は、撤去に応じず、掲出を継続した。

第5 判 断

1 X1組合員に対する脱退懲憊について

(1) 申立人は、前記第3の1(2)ア及びイのとおり主張している。

ア Y1、Y2両科長は、X1組合員と「和」で会合をもった際に、同組合員に対し、「脱退して職場活性化の主導権をとってどんどんやってほしい」、「全面的にバックアップする」、「とにかく西労を脱退して職場活性化のためにどんどんやって欲しい。西労組の受け入れ体制は、責任を持って万全にするし、全面的に協力する」などの発言を行い(前記第4の4(5)イ及び(7)イ)、さらに、脱退候補者と目される人物に印をつけるため運転士名簿を渡している(同4(6)ウ)等、両科長の平成6年8月3日、同月11日及び同月18日の「和」における同組合員に対する言動は、同組合員をはじめとする西労組合員の西労からの脱退を図ろうとしたもの(以下「本件脱退懲憊」という。)であったことは

明らかである。

なお、本件脱退懲憑に先立つ同年7月13日、Y1科長は、勤務時間中にX1組合員をタムタムへ連れ出した際に、同組合員の病状や近況のほかに、京阪神地域での西労の分裂のことも話題になり、同組合員が「西労もこのままでは駄目だ」というような発言をした(同4(3)ウ)ことは認められるが、同科長が同組合員に対し、西労からの脱退を懲憑する発言を行ったことは認められない。

また、Y1、Y2両科長は、同年8月22日以降、本件脱退懲憑がばれたのかとの疑念を持ちX1組合員に接触を図っているが、同組合員は、裏切られたとして一貫して話し合いを拒否しており(同4(8)ウないしオ)、これらの行為を脱退懲憑行為とみることはできない。

- イ 一方、本件脱退懲憑をめぐっては、次のような事情が認められる。
- (ア) 本件脱退懲憑は、以前から西労の運動について限界や疑問を感じていたX1組合員が、タムタムで「西労もこのままでは駄目だ」というような発言を行ったことから、Y1科長が「X1組合員は必ずしも西労に固執していない」との感触を得た(同4(3)ウ及びエ)ことが契機となり、同科長がY2科長の協力を得て行われた(同4(4)ウ)。
 - (イ) Y1、Y2両科長は、X1組合員に対し「西労組の受け入れ体制は、責任を持って万全にするし、全面的に協力する」と述べており(同4(7)イ)、本件脱退懲憑は、西労からの脱退のみでなく、西労への加入をも意図するものであった。
 - (ウ) Y1科長とX1組合員は、互いに自宅を訪問しあったり、「お前」、「俺」と呼び合ったりするなど(同4(2))、親しい間柄にあった。
また、Y1科長とY2科長は、依然同じ職場で働いていたこともあり、互いによく知っていた(同4(4)ウ)。
 - (エ) Y1、Y2両科長が、「脱退して職場活性化の主導権をとってどんどんやって欲しい」、「全面的にパックアップする」などと述べた(同4(5)イ)のに対し、X1組合員は、「脱退すると決めたわけではないが、脱退するとすれば全員脱退して主導権を取ってやらねば意味がない」、「どのように皆を説得するか作戦を立ててみるので時間をくれ」、「これで2人とも動くな。全部自分に任せてくれ」、「うちの組合員には、わしが決断するまで手を出すな。もし出せば決断しない」などと述べ(同4(5)ウ)、積極的な受け答えをしていた。
 - (オ) X1組合員は、「うちの連中で今残っているのは骨のある者ばかりだから、気持ちを変えるには説得材料が欲しい」と返答している(同4(6)イ)とおり、Y1、Y2両科長は、脱退を促すための具体的な内容を示しておらず、むしろ、同組合員の方が、他の西労組合員の集団脱退を図るため、両科長から、何らかの具体的な説得材料を引き出そうとしていた。

- (カ) X 1 組合員は、Y 1、Y 2 両科長と面談する際、目につきやすい待ち合わせ場所の変更を求めたり、当初案内した店に顔見知りの会社社員がいたため別の店を案内している(同 4(4)ウ及び(5)ア)など、両科長との接触を他人に知られたくないとの意識を持っていたのに対し、両科長はそのような意識は持っていなかった。
- (キ) 3 人の西労組合員の脱退に関して緊急執行委員会が同年 8 月 24 日に開催されることが判明した同月 22 日以降、X 1 組合員は、「裏切られた」として、一転 Y 1、Y 2 両科長との接触を拒否するに至った(同 4(8))。

以上の(ア)ないし(キ)の事情を考慮すると、本件脱退懲憑は、X 1 組合員と親しい間柄にあった Y 1 科長が、同組合員が西労所属に固執していないとの感触を得たことから、以前からよく知っていた Y 2 科長と協力し、同組合員に対して、西労からの脱退と西労組への加入を働きかけていたものであり、また、X 1 組合員の立場に立ってみれば、西労の運動について限界や疑問を感じていた同組合員が両科長からの働きかけを契機に、両科長と納得せず、むしろ主導的に西労組合員の集団脱退を図ろうと行動していたものと見るのが相当である。

- (2) 申立人は、Y 1、Y 2 両科長の行為は、西労組組合員としての行為ではなく、金沢運転所の管理社員が会社と意を通じながら実行したものにほかならないとして、前記第 3 の 1 (2)ウ(ア)ないし(エ)のとおり主張している。

ア (ア)の主張について

- (ア) タムタムでの勤務時間中の面談及び平成 7 年 8 月 22 日以降の運転科長室での両科長の X 1 組合員への接触については、前記(1)アのとおり、脱退懲憑行為と認められない。
- (イ) 前記(1)イ(ウ)のとおり Y 1 科長と X 1 組合員は、親しい間柄にあった。
- (ウ) 本件脱退懲憑は、X 1 組合員と Y 1、Y 2 両科長の勤務時間外に、会社施設外の「和」で行われていた(前記第 4 の 4 (5)ないし(7))。
- (エ) 両科長は、X 1 組合員と面談するために勤務時間を変更している(同 4(4)イ)が、この面談は、Y 1 科長と同組合員がタムタムであらためて面談することを約束したことに基づき行われたものであり(同 4(3)エ)、同組合員も結果的に勤務時間の変更を容認している。
- (オ) 両科長は、上記の勤務時間変更については、Y 3 所長から、不適切な行動であったと注意をされており、同所長も支社人事課から注意をされている(同 4(10)ア及びイ)。
- (カ) X 1 組合員に渡した運転士名簿については、住所、氏名、所属組合のイニシアル等が記載されている程度のもので、科長等に配布されており、取扱注意とされていたものではなかった(同 4(6)ウ)。

以上の(ア)ないし(カ)の事情を考慮すると、本件脱退懲憑は、両科長

が、会社職制の立場で行ったものとも、会社の意を受けて行ったものともいえない。

イ (イ)の主張について

Y 1、Y 2 両科長は、会社社員の転勤等の人選及び決定について権限を有しておらず（同 3 (2)）、また、本件脱退態憑に際して、脱退を促すための具体的な内容を示していないことは、前記(1)イ(オ)のとおりである。

ウ (ウ)の主張について

Y 1、Y 2 両科長は、助役（科長）として管理者の地位にある（同 3 (1)イ）が、一方においては、会社と各組合との間の労働協約で、助役（科長）の職の者でも主事以上でなければ組合員資格があるとされており（同 3 (2)エ）、助役（科長）の職にあることと、組合員として組合活動を行うこととは矛盾しないことは、西労も認めている。

また、Y 1、Y 2 両科長が加入している西労組は、組織拡大は西労対策に重点をおいて運転職場を中心とする（同 2 (4)イ）こととしており、西労組金沢地方本部でも組織率85%達成を目指し、西労組組合員に対し積極的にオルグ活動を展開していた（同 2 (4)ウ）。

さらに、前記(1)イ(イ)のとおり、本件脱退態憑は、西労からの脱退のみでなく、西労組への加入をも意図するものであった。

これらの事情を考え併せると、本件脱退態憑は、Y 1、Y 2 両科長が西労組の組合員として、西労組の組織拡大を念頭において行ったものと見るのが相当である。

エ (エ)の主張について

Y 1、Y 2 両科長の証人の件については、不当労働行為の成否とは関係がない。

- (3) 以上(1)及び(2)のとおり、本件脱退態憑については、X 1 組合員と親しい間柄にあったY 1 科長が、以前からよく知っていたY 2 科長と協力し、西労組組合員として、西労組の組織拡大を念頭において、同組合員に対して、西労からの脱退と西労組への加入を働きかけたものであり、両科長が会社職制の立場で行ったものとも、会社の意を体して行ったものともいえず、他に会社の関与があったとの事実も認められない以上、会社がその責めを負うべきものとは認められず、不当労働行為とはいえない。

2 その他の西労組組合員に対する脱退態憑について

(1) X 2 組合員に対する言動について

申立人は、前記第 3 の 1 (3)アのとおり主張している。

Y 2 科長は、勤務時間中に X 2 組合員を運転科長室に呼び入れ、同組合員に対して、分会掲示板に出ていた悠々会について尋ねた後、「あんたとわしの間の話や。意識改革をしてくれんかな」と述べ、また、その際、同科長が手元のメモ用紙のようなものに、「63」という数字を書いていた

ので、同組合員が「何ですか」と尋ねたところ、同科長は、「ストをする連中や、こんなにたくさんおる職場はない。君も60歳までこの職場で働きたいやろ」と述べ（前記第4の5(1)ウ）、さらに、同組合員が「全員行きますか」と尋ねたところ、同科長は、「全員来てもらっては困る。9月末までに人員の選定を支社が行っている。盆休みに考えておいてくれや」と述べており（同5(1)エ）、同科長と同組合員の間で、西労組合員の西労からの脱退と同科長が所属する西労組への加入をめぐるやりとりがあったものと認められる。

しかしながら、Y2科長が、「ストをする連中や、こんなにたくさんおる職場はない」、「全員来てもらっては困る」などと述べたのは、X2組合員が尋ねたことに答えたものである（同5(1)ウ及びエ）こと、「盆休みに考えておいてくれや」と述べているにもかかわらず、盆休み後に同組合員と顔を合わせても返事を求めている（同5(1)エ）こと、同組合員が公休日であった（同5(1)イ）こと、さらには、「ゴルフ大会がある。出席しないか」とも述べている（同5(1)オ）ことなどを考え併せると、同科長の上記言動は、西労組の組合員である同科長と、西労の組合員である同組合員とが、それぞれの組合員の立場で行われたやりとりの中で発せられたものとみるのが相当である。

また、他にY2科長が会社の意を体したと見られる事情の具体的疎明のない本件においては、同科長の上記言動が、同科長の勤務時間中に、運転科長室で行われた（同5(1)イ）ことをもって、同科長が会社の意を体して、会社職制の立場で行ったものとみることもできない。

以上のとおりY2科長のX2組合員に対する上記言動については、会社がその責めを負うべきものとは認められず、不当労働行為とはいえない。

(2) その他の西労組合員に対する言動等について

申立人は、前記第3の1(3)イのとおり主張している。

西労組合員が西労を脱退した後、本人の希望に沿った転勤等が行われたり、リーダーコース試験に合格し、あるいは、脱退届けを助役等に預けたりしたとの事実が一部に認められる（前記第4の5(2)）が、助役（科長）が会社の意を体し、西労組合員に対して、西労からの脱退を懲慥したことを認めるに足る疎明はなく、また、Y3所長についても、脱退を懲慥したことを認めるに足る疎明はない。

3 組合掲示物の撤去要請について

申立人は、前記第3の1(4)のとおり主張している。

Y2科長は、平成6年8月27日に分会掲示板に掲出された掲示物の内容がふさわしくないとして、撤去を要請した（前記第4の6(4)ウ）が、その掲示物には、「8月26日付けで、X10、X11、X12の三名が仲間の説得を振り切って脱退をした。」「3人は仲間を裏切ることを前提に、そ知らぬ顔で付き合ってきたことになる。許しがたい行為である。」など（同6(4)イ）、

個人に関わる記載がなされ、また、「社員総奴隷化」、「物言えない職場づくり」など（同6(4)イ）、会社の信用に関わる記載がなされていたことが認められる。

さらに、同年9月6日に分会掲示板に掲出された掲示物について、Y1科長は不適切な表現が見られるとして、Y3所長は掲示内容に確認ができていない部分があるなどとして、それぞれ撤去を要請した（同6(5)ウないしオ）が、その掲示物には、「風呂場で大便をした者が居る」、「香典袋が紛失する事件があったそうだ」、「休けい室のラーメン代金もよく不足しているようだ」など（同6(5)イ）職場内でのモラルの問題に関わる記載がなされ、また、『俺とY1はヤクザだ。会社のためなら何んだってする』とうそぶく現場管理者、「表では『物の言える明るい職場作り』を言い、裏では何でもありの西労脱退工作。……」など（同6(5)イ）、個人に関わる記載がなされていたことが認められる。

ところで、組合掲示板に関し、会社と西労との間の労働協約第17条（掲示内容）及び第18条（違反の措置）で「掲示類は、会社の信用を傷つけ、政治活動を目的とし、個人を誹謗し、事実を反し、または職場規律を乱すものであってはならない」旨、組合がこれに違反したときには、「掲示類を撤去し、掲示場所の使用の許可を取り消すことができる」旨規定されている（同6(2)）。

したがって、上記掲示物の記載内容が、労働協約第17条に規定する「個人を誹謗し」、「会社の使用を傷つけ」、「事実を反し」などに該当する可能性がないとはいえず、Y2科長らが、撤去要請を行ったことについては、特に不自然な行動であるとは認められない。

もっとも、分会は、組合掲示板に掲示物を掲出し、組合活動の用に供しているのであるから、掲示物の撤去要請を受けること自体が、組合活動に支障を及ぼす場合のあることも、想定できないわけではない。

しかしながら、本件に限っていえば、Y2科長らが撤去要請を行なったことについては、特に不自然な行動であるとは認められないことは、前記判断のとおりであり、また、撤去要請に対して、分会は、一切撤去に応じなかったり、一部を伏せた後撤去したり、一定期間掲示した後撤去したりする等（同6(3)、(4)ウ並びに(5)エ及びカ）、組合の自主的な判断で対応していること、加えて、会社は、分会が撤去要請に応じて撤去した後、再度掲示した掲示物の撤去要請をしていない（同6(5)ク及びケ）ことなどを考え併せると、分会の組合活動を妨害したとまでは認められない。

以上のとおり、Y2科長らがX3分会長らに対して行った組合掲示物の撤去要請については、分会の組合活動を妨害したとまでは認められず、不当労働行為とはいえない。

第6 法律上の根拠

以上の事実認定と判断に基づき、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条を適用して、主文のとおり命令する。

平成9年8月28日

石川県地方労働委員会
会長 中島 史雄 ⑩